

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（障害分）交付要綱

（目的）

第1 新型コロナウイルス感染症対策として、障害福祉サービス施設・事業所等が行う感染拡大防止対策等に要する経費に対し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。（以下「実施要綱」という。））及び「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。）に基づき、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び交付額の算定）

第2 この補助金の交付対象は、令和2年4月1日から令和3年3月末日までに実施した実施要綱3（1）及び（3）の事業とし、区分、基準額、対象経費は、別表第1から第3のとおりとする。

2 補助金の交付額の算定については、次のとおりとする。

（1）別表第1及び第3については、第1欄に定める対象施設事業所ごとに、第2欄に定める基準単価と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（2）別表第2については、第1欄に定める対象施設事業所ごとに、第2欄に定める基準単価に利用者に乗じた額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

（申請の取下げ期日）

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間）

第5 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の額の確定等）

第6 知事は、規則第13条の提出を受けた場合には、報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の支払)

- 第7 知事は、第3及び第6の規定により交付すべき額の確定をしたのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前号ただし書きの規定により補助金の支払いを受けようとするときは、原則、様式第6-1号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

- 第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

- 第9 補助事業者は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

- 第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第4のとおりとする。

(その他)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

別表第1（第2第1項関係）

(1) 多機能簡易型簡易居室の設置に要する費用を除く場合

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
療養介護	2,374 千円／事業所	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金
生活介護	757 千円／事業所	
自立訓練（機能訓練）	346 千円／事業所	
自立訓練（生活訓練）	273 千円／事業所	
就労移行支援	265 千円／事業所	
就労継続支援A型	335 千円／事業所	
就労継続支援B型	353 千円／事業所	
就労定着支援	52 千円／事業所	
自立生活援助	27 千円／事業所	
児童発達支援	380 千円／事業所	
医療型児童発達支援	240 千円／事業所	
放課後等デイサービス	360 千円／事業所	
短期入所	204 千円／事業所	
施設入所支援	1,215 千円／施設	
共同生活援助（介護サービス包括型）	402 千円／事業所	
共同生活援助（日中サービス支援型）	358 千円／事業所	
共同生活援助（外部サービス利用型）	180 千円／事業所	
福祉型障害児入所施設	1,182 千円／施設	
医療型障害児入所施設	635 千円／施設	
居宅介護	115 千円／事業所	
重度訪問介護	188 千円／事業所	
同行援護	65 千円／事業所	
行動援護	115 千円／事業所	
居宅訪問型児童発達支援	46 千円／事業所	
保育所等訪問支援	38 千円／事業所	
計画相談支援	60 千円／事業所	
地域移行支援	44 千円／事業所	
地域定着支援	46 千円／事業所	
障害児相談支援	44 千円／事業所	

(2) 多機能簡易型簡易居室の設置に要する費用に限る場合

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
障害者支援施設	3,000 千円／施設・事業所	工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、旅費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
障害児入所施設		
共同生活援助事業所		
短期入所事業所		
宿泊型自立訓練事業所		

別表第2（第2第1項関係）

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
療養介護	2千円／利用者	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
生活介護	2千円／利用者	
自立訓練（機能訓練）	2千円／利用者	
自立訓練（生活訓練）	2千円／利用者	
就労移行支援	2千円／利用者	
就労継続支援A型	2千円／利用者	
就労継続支援B型	2千円／利用者	
就労定着支援	2千円／利用者	
自立生活援助	2千円／利用者	
児童発達支援	2千円／利用者	
医療型児童発達支援	2千円／利用者	
放課後等デイサービス	2千円／利用者	
短期入所	2千円／利用者	
居宅介護	2千円／利用者	
重度訪問介護	2千円／利用者	
同行援護	2千円／利用者	
行動援護	2千円／利用者	
居宅訪問型児童発達支援	2千円／利用者	
保育所等訪問支援	2千円／利用者	
計画相談支援	1.5千円／利用者	
地域移行支援	2千円／利用者	
障害児相談支援	2.5千円／利用者	

別表第3（第2第1項関係）

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
療養介護	200千円／事業所	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
生活介護	200千円／事業所	
自立訓練（機能訓練）	200千円／事業所	
自立訓練（生活訓練）	200千円／事業所	
就労移行支援	200千円／事業所	
就労継続支援A型	200千円／事業所	
就労継続支援B型	200千円／事業所	
就労定着支援	200千円／事業所	
自立生活援助	200千円／事業所	
児童発達支援	200千円／事業所	
医療型児童発達支援	200千円／事業所	
放課後等デイサービス	200千円／事業所	
短期入所	200千円／事業所	
居宅介護	200千円／事業所	
重度訪問介護	200千円／事業所	
同行援護	200千円／事業所	
行動援護	200千円／事業所	
居宅訪問型児童発達支援	200千円／事業所	
保育所等訪問支援	200千円／事業所	
計画相談支援	200千円／事業所	
地域移行支援	200千円／事業所	
障害児相談支援	200千円／事業所	

別表第4（第12関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（障害分）交付申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認めるもの	第1号 第2-2号 ※第2-1号	1部 1部 1部	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（障害分）変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認めるもの	第3号 第2-2号	1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の15日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（障害分）実績報告書 1 所要額精算書 2 精算払請求書 3 その他知事が必要と認めるもの	第4号 第5号 第6-2号	1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から20日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

※ 様式第2-1号は、オンライン請求システム、WEB申請システム・電子媒体（CD-R）申請用